資料６－２

参考資料

高齢期の認知機能の低下に関連した金融サービス

2019年04月15日

三井住友信託銀行
プライベートバンキング部
成年後見・民事信託分野専門部長
八谷　博喜

目　次

１．認知症に対応した財産管理ラインアップ・・・

1．認知症に対応した財産管理ラインアップ

- 成年後見制度導入（2000年）により、「法定後見」（後見・保佐・補助）、「任意後見」が制度化。
- 成年後見制度は、判断能力が低下した本人の身上保護（日常生活支援）、財産保全（守り）を目的とした制度であり、顧客の多様なニーズ（自身の「想いをつなぐ」）に応えるためには、**他の様々な制度との連携が必要**。
- 金融機関にはこうした現状を踏まえた新たな視点での商品・サービス提供が求められており、当社においても、商品開発を強化し、お客さまの立場・状況に立ったコンサルティングを行っている。

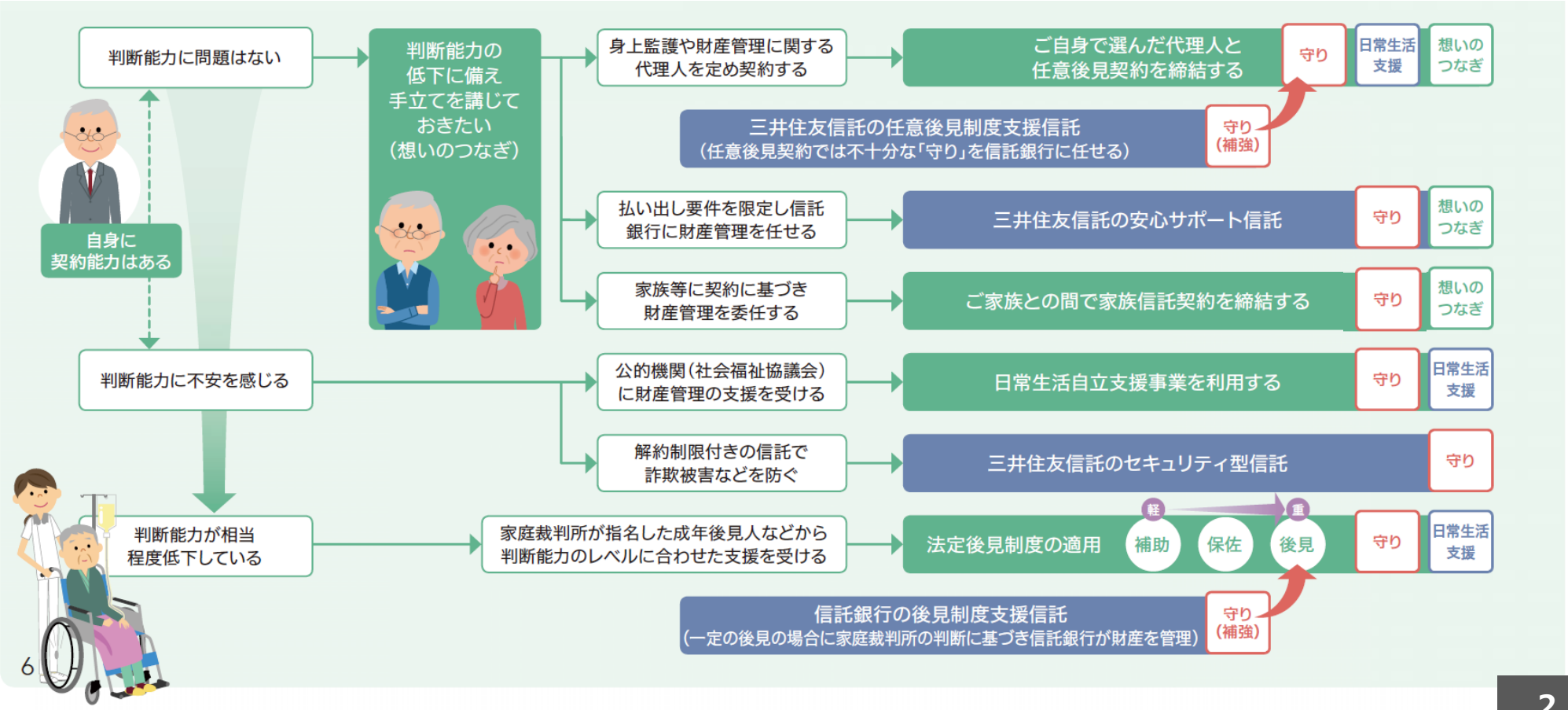

2．認知症に対応した財産管理商品・制度の効力発生時期

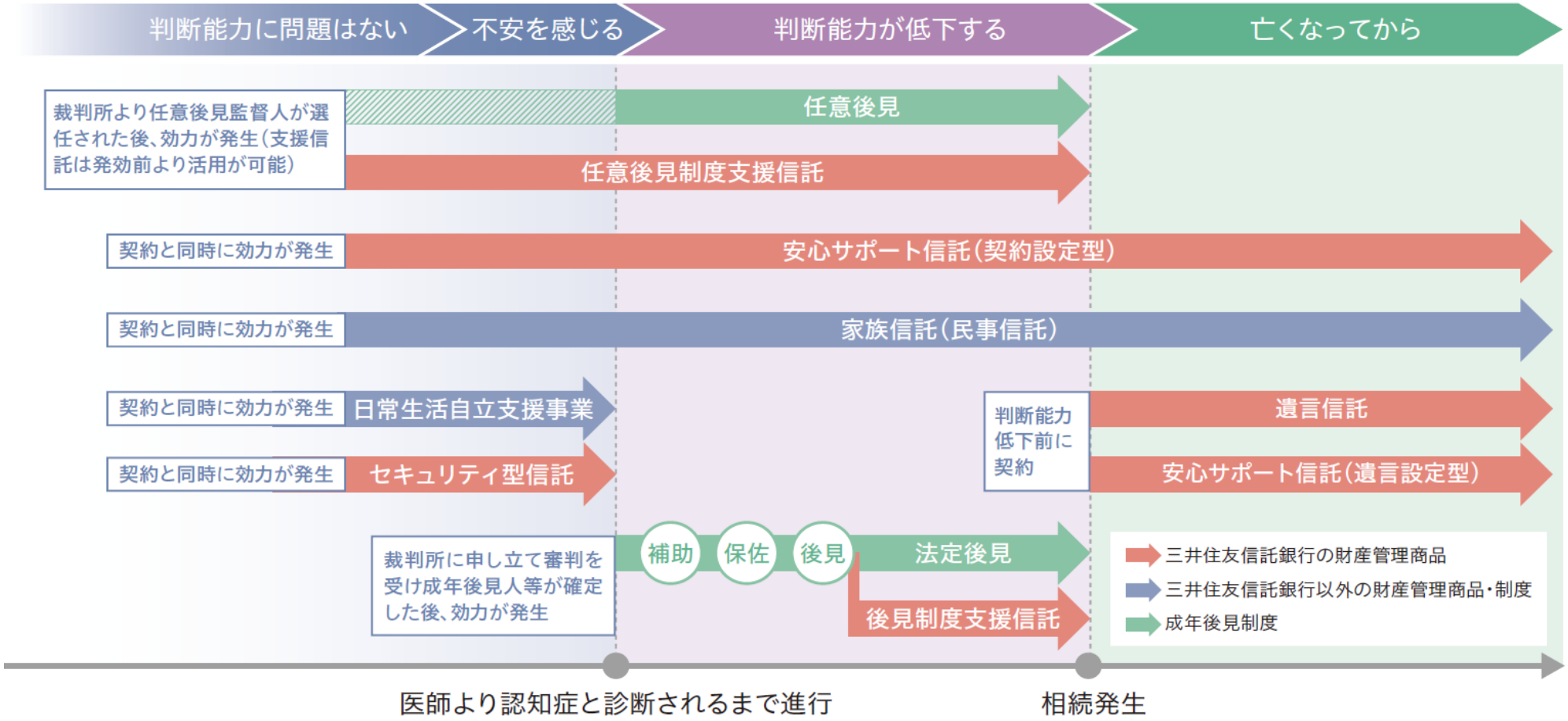

認知症は徐々に進行する病気。判断に能力の低下した後の事後対応の性格を持つ法定後見、契約は健常時・発症後の任意後見、即時効力が発生する各種契約など効力発生時期に留意が必要です。

3．後見制度支援信託

守り（後見支援）
想いのつなぎ

裁判所の指示に基づき信託銀行等が財産を守り、後見人による不正を防止

- 成年被後見人の財産のうち、日常生活資金（小口資金）は後見人が管理し、通常使用しない金銭（大口資金）は信託銀行で金銭信託で管理する仕組み。
- 信託財産の払い戻し・解約には家庭裁判所の指示書が必要。
- 信託設定時には、後見人が本人に代わって利用する信託銀行や信託財産額を決め、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を行う。
- 実際に、後見制度支援信託の普及により、後見人による不正被害は大きく減少。

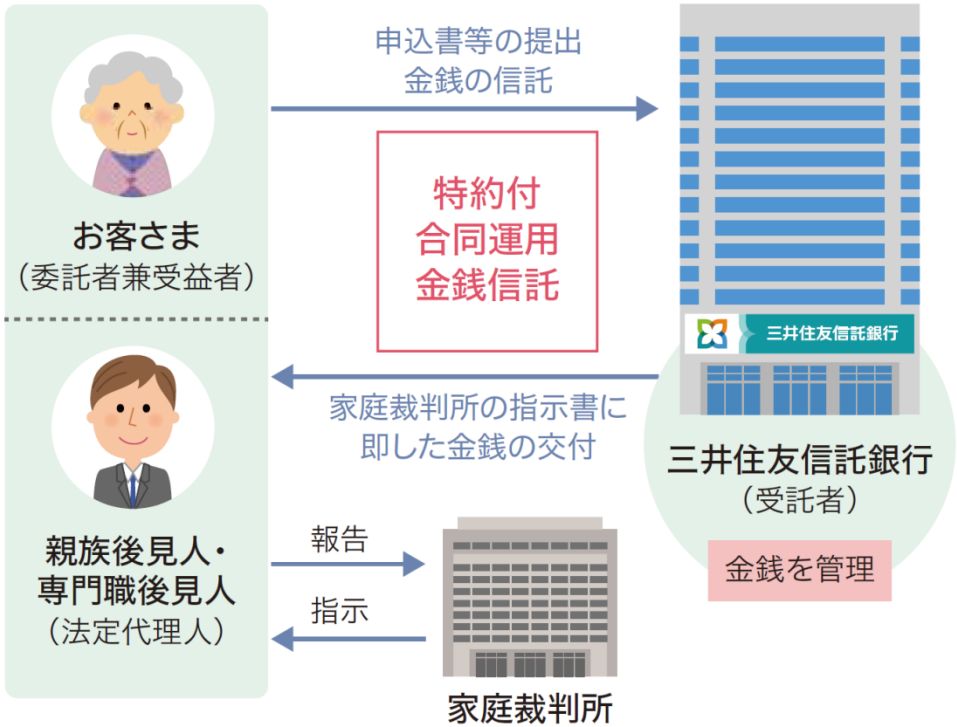

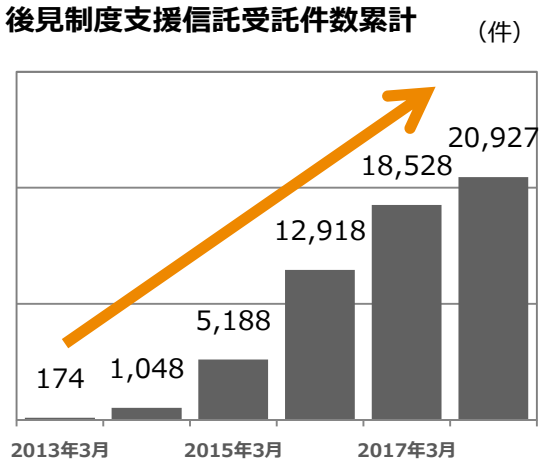

（出所）信託協会

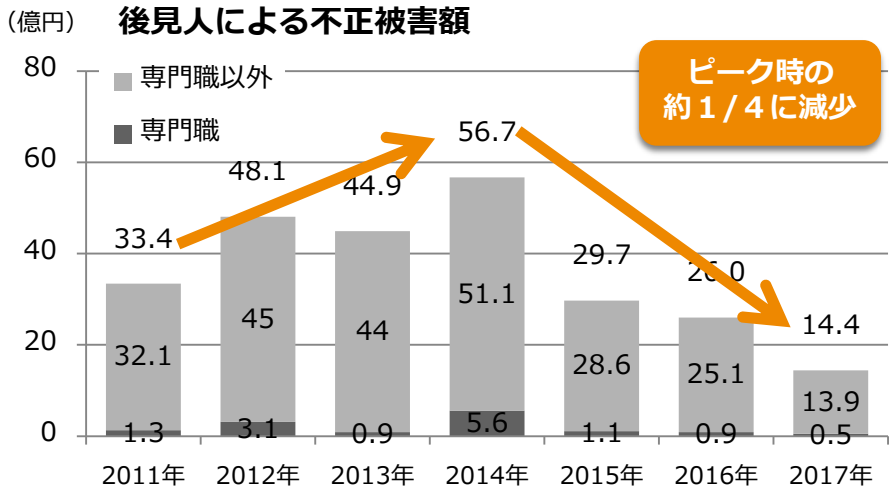

（出所）厚生労働省

4．任意後見制度支援信託

守り（後見支援）
想いのつなぎ

任意後見制度において、任意後見監督人の同意を払出条件とすることで、任意後見人の不正を防止

- 任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託。
- 本商品は、当社が独自開発し2017年８月にリリース（業界初。現状、当社のみ取扱可能）。
- 任意後見契約発効「後」は、金銭信託からの払い戻し（一時払い）には、任意後見監督人の同意を必要とする仕組みとすることで、安全・確実に財産を保護。
- また、日常生活資金は定時定額払いで受け取ることも可能であり、任意後見人の財産管理負担が軽減可能。
- 任意後見契約発効「前」は、本人による取引が原則。代理人取引の場合は、取引の都度、委任状を必要とすることで、適切な時期での任意後見契約の発効をサポート。

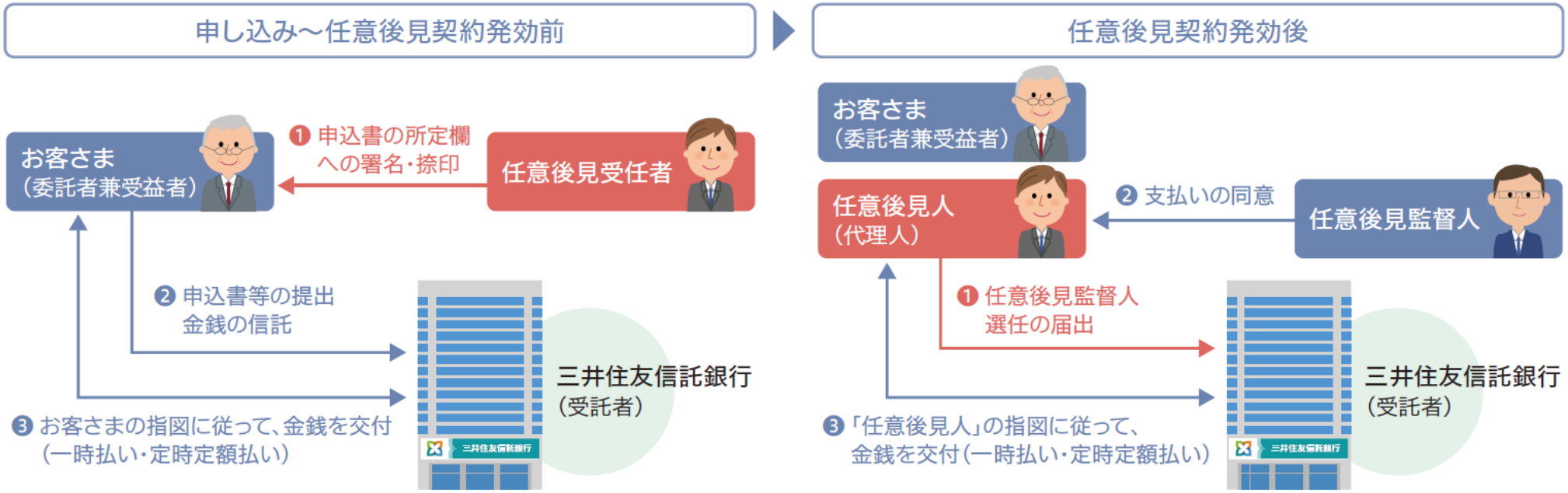

5．安心サポート信託

守り（後見併用）
想いのつなぎ

認知症になっても信託銀行が財産を保全するとともに、
あらかじめ財産の交付要件を定めておくことで想いをつなぐ商品

- 顧客自身とご家族などの方々のために、大切な財産を中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かしたオーダーメード商品。
- 契約だけでなく、遺言による信託設定も可能。
- あらかじめ「想いをつなぐ」ための財産交付要件や、信託終了時の残余財産の帰属先を契約で定める遺言代用機能も装備。
- 信託財産の引き出しには、定めた財産交付要件を満たし、また指定いただいた指図権者の同意または指図が必要となるため「守り」の機能も万全。

指図権者や同意者として親族に適当な方がいない場合

信頼できる弁護士・司法書士等と「任意後見契約」を結び、その弁護士・司法書士等を安心サポート信託の指図権者・同意者とすることも可能。

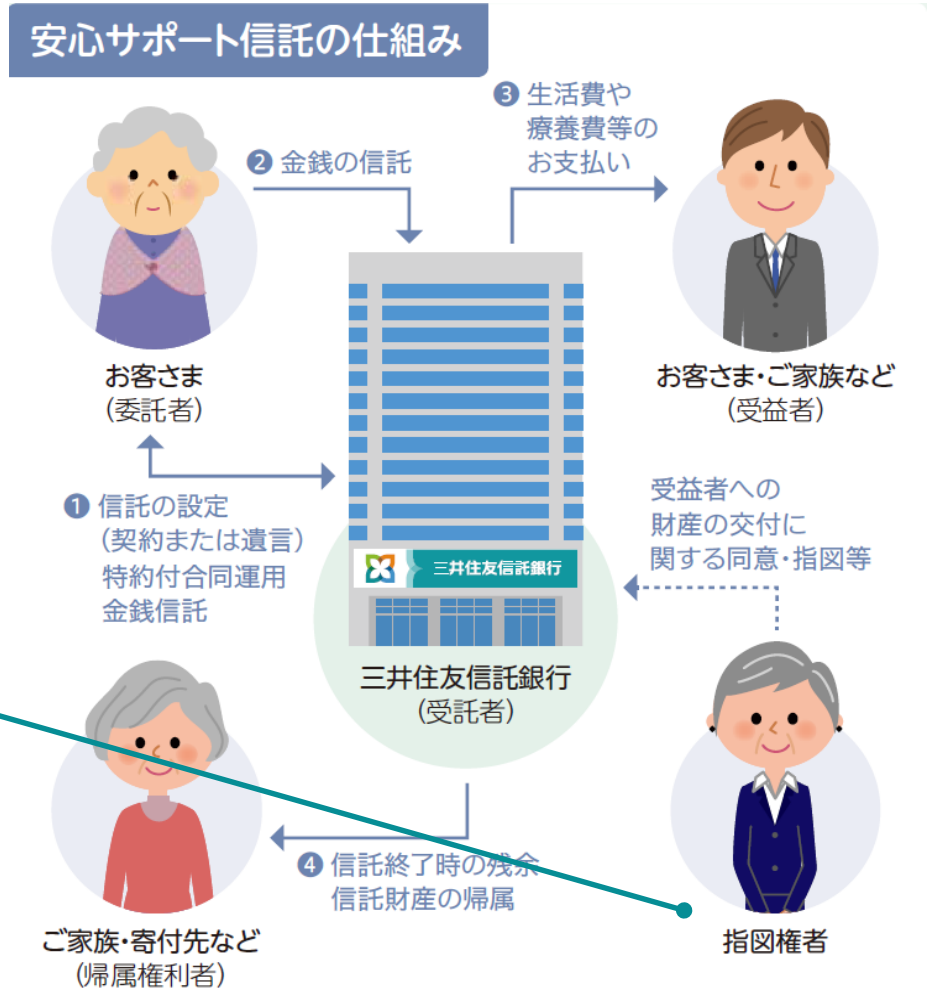

6．セキュリティ型信託

守り
想いのつなぎ

口座に「二重ロック」をかける信託で、悪質な詐欺から大切な財産を守る

- 振り込め詐欺など高齢者を狙った犯罪が増加・巧妙化し、顧客本人や離れて暮らすお子さまの不安が増大。
- こうした金融犯罪からご資産を守るための商品が「セキュリティ型信託」。
- 信託財産を払い出す際に、あらかじめご指定いただいた同意者（お客さまの3親等内のご親族）の方の同意を得た上でお支払いする仕組み。定時定額払い方式の併用も可能。

一時払い方式

お預け入れいただいたご資金は、あらかじめご指定されたご家族等の同意がなければお支払いできない仕組みになっています。
犯罪等に巻き込まれる前に、ご家族等に相談する機会が生まれ、未然に防ぐことが可能です。

＋

定時定額払い方式

セキュリティ型信託にお預け入れいただいたご資金のうち、生活に必要なご資金等は、定期的に決まった金額をお支払いすることができます。（毎月20万円まで）

※管理料無料

3親等内の親族図

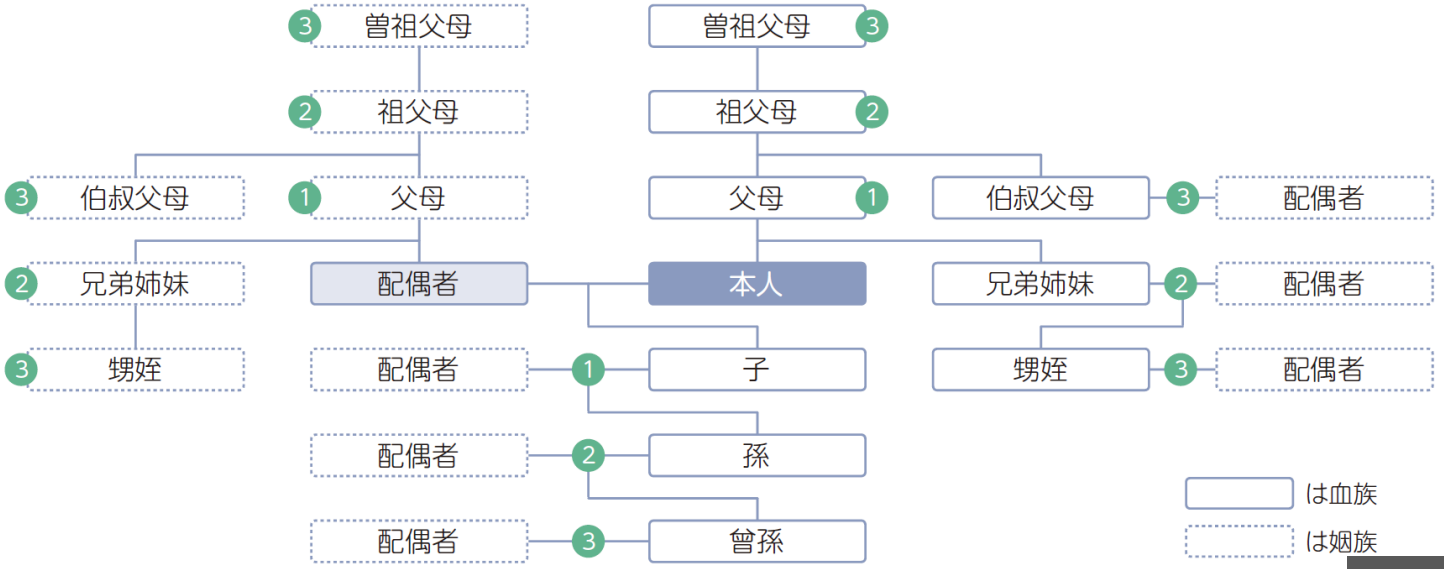

7． 民事信託（家族信託）受託者向け金融サービス提供①

守り（後見補完）
想いのつなぎ

当社の商品・サービスではないが、近時、家族などが受託者となる民事信託（家族信託）が増加。
信託の組成（コンサルティング・契約書作成等）は士業が業務として受任。
当社は、民事信託の受託者向けの取引口座など金融サービスを提供。

家族信託（民事信託）の仕組み

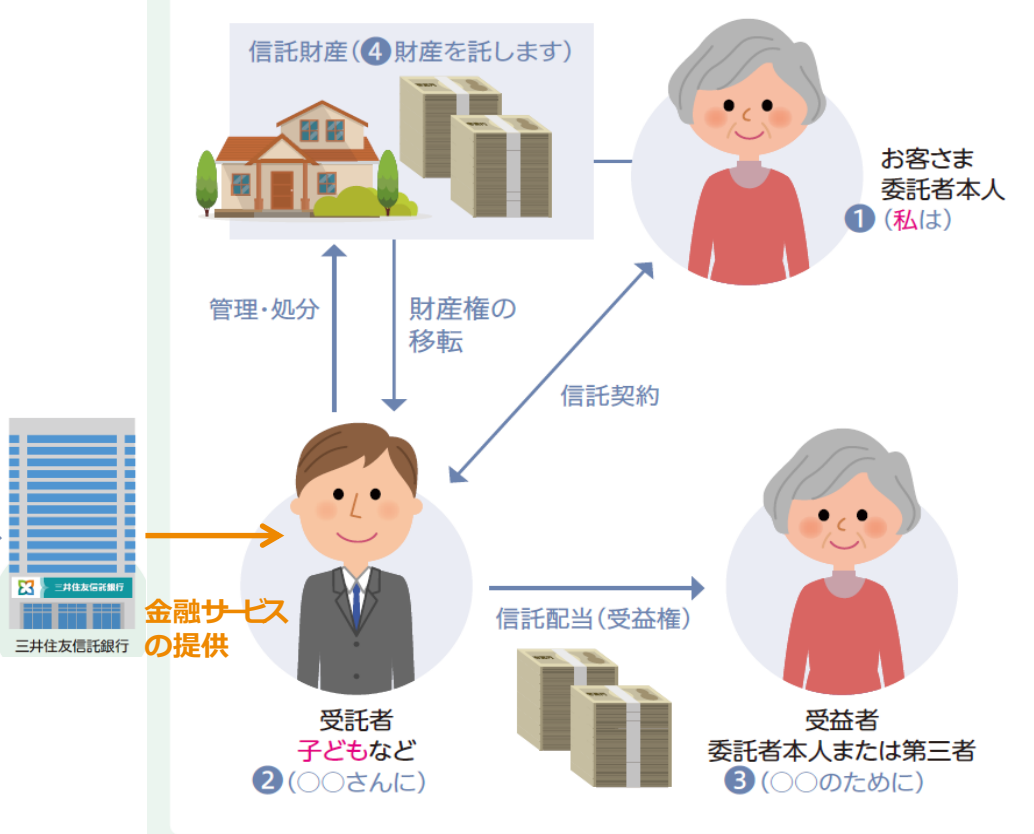

※家族信託には財産（金銭）を分別して管理する口座の設定が必要です。

活用事例1 独り暮らしの親の実家の管理

将来、自宅の売却代金で老人ホームに入居したいが、
判断能力がなくなって、自宅の売却契約ができなくなることが心配。

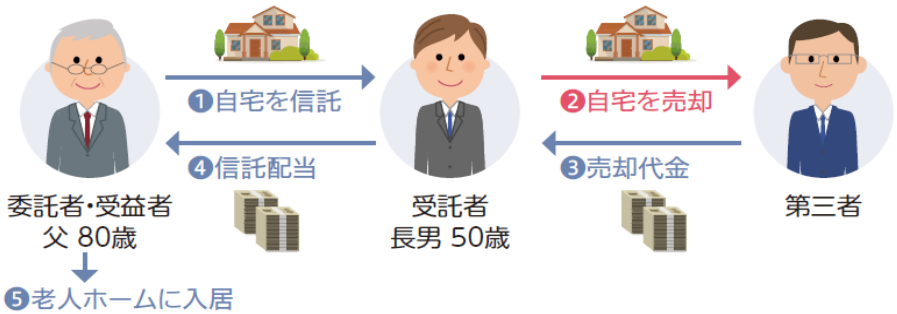

活用事例2 高齢者アパートオーナーの資産管理

将来、判断能力がなくなった後、アパートの入居者との契約や管理が心配。
アパートも老朽化してきており、大規模修繕や建替えも早晩必要になる。

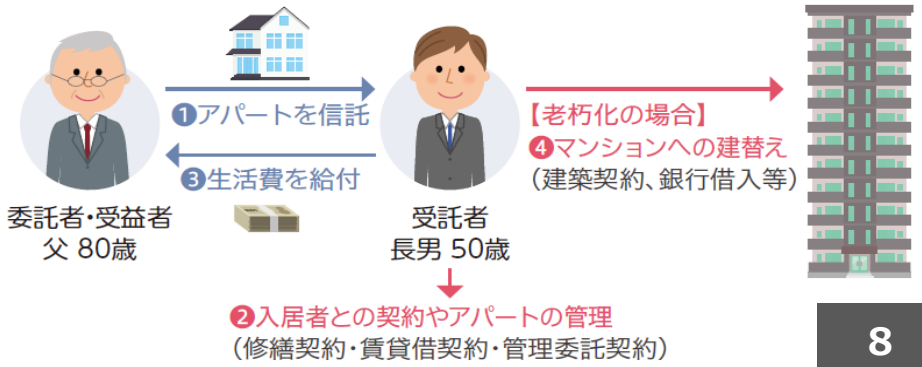

8．民事信託（家族信託）受託者向け金融サービス提供②

守り（後見補完）
想いのつなぎ

●全国の本支店で民事信託口座開設等サポートサービスのご相談を受付中。
●取引開始にあたっては、弊社として事務対応が可能か等**信託契約書（案文）を事前に確認**している。
●士業からの案件の相談・受付は、**全国本支店の「財務コンサルタント」で対応**。

民事信託案件にかかる当社への相談フロー

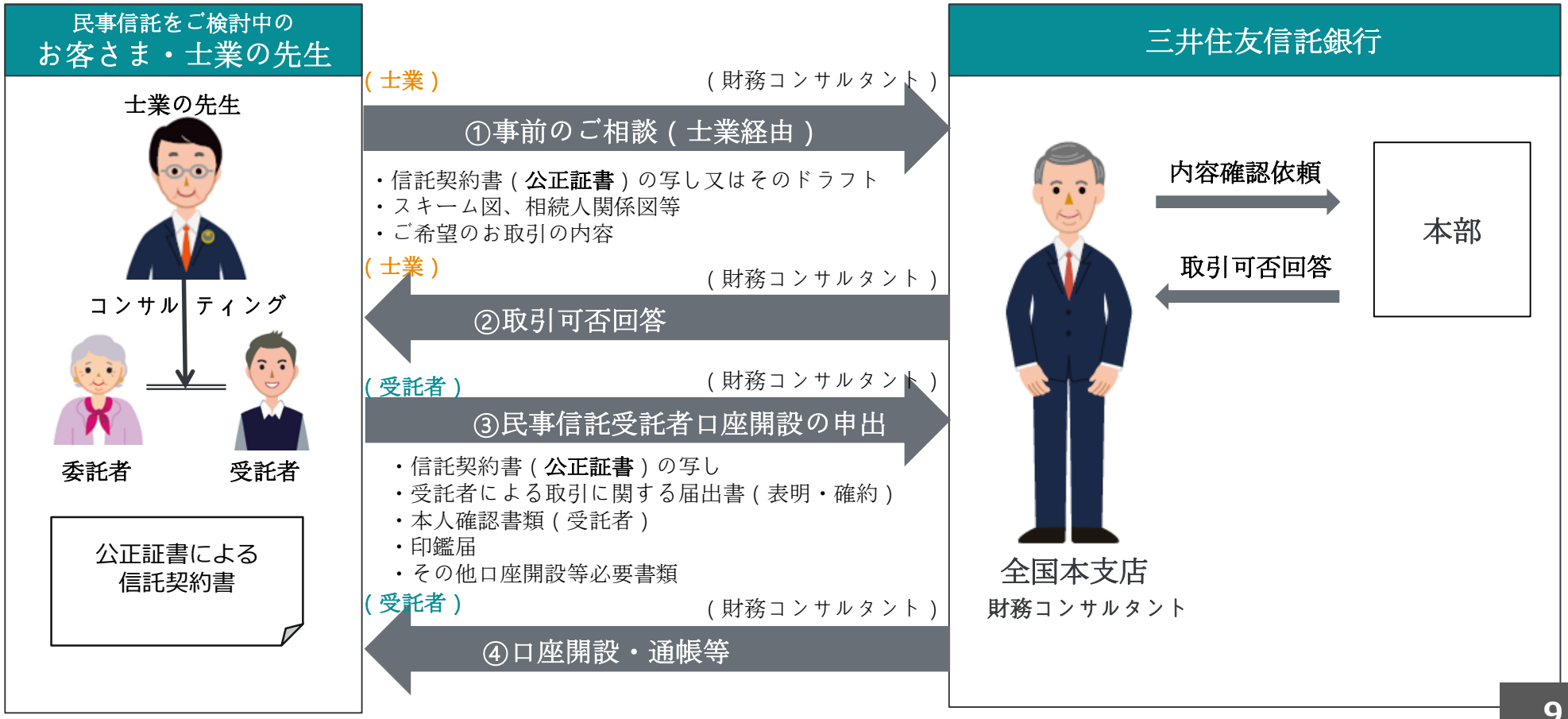

9． 成年後見制度利用促進に向けての専門職との連携

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用を希望されるお客さまの各士業関係団体への取り次ぎを行っています。

成年後見制度に関する
相談ニーズ・利用ニーズ
のあるお客さま

三井住友信託銀行

各種士業団体

- **公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート**
- **弁護士**
  第一東京・第二東京・東京・神奈川県・愛知県・京都・大阪・兵庫県の8弁護士会
- **税理士会**
  全国13の税理士会および日本税理士会連合会

（法定後見の場合）家庭裁判所への申し立て

（任意後見の場合）各士業団体が任意後見人を紹介

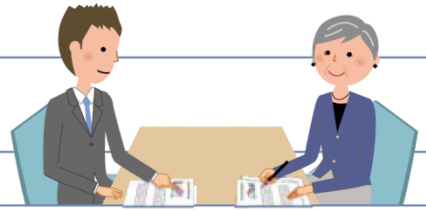

申し立て	●申し立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用が必要です。 ●来庁する日時について、電話で予約をしていただく家庭裁判所もあります。
審問・調査・鑑定等	●申し立て後、裁判所の職員が、申立人、後見人候補者、本人から事情をうかがったり、本人の親族に後見人候補者についての意見を照会することがあります。また、必要に応じ、裁判官が事情をたずねること（審問）もあります。 ●本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。
審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）	●家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。 ●審判は、不服申し立てがなければ、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後に確定します。審判に不服がある本人、配偶者、4親等内の親族（申立人を除く）は、この2週間の間に不服申し立て（即時抗告）の手続きをとることができます。

その人を信じて、その人に託す。 Meet The Trust Bank

三井住友信託銀行